

○工事標準請負契約書についての一部改正について

改 正 今般改正（平成24年3月23日国空予管第453号）	現 行 制定（平成8年3月19日空経第212号）
<p>工事請負契約書</p> <p>（中略）</p> <p>（談合等不正行為があった場合の違約金等） 第45条の2（A）（略）</p> <p>第45条の2（B） 1（略） 2 この契約に関し、前項第四号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。 一 前項第一号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。 二 前項第四号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。 三 受注者が発注者に<u>国土交通省航空局競争契約入札者心得第4条の3</u>の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。</p> <p>（中略）</p> <p>（発注者の解除権） 第47条 1（略） 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の○に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>（以下省略）</p>	<p>工事請負契約書</p> <p>（中略）</p> <p>（談合等不正行為があった場合の違約金等） 第45条の2（A）（略）</p> <p>第45条の2（B） 1（略） 2 この契約に関し、前項第四号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。 一 前項第一号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。 二 前項第四号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。 三 受注者が発注者に○航空局競争契約入札者心得第5条の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。</p> <p>（中略）</p> <p>（発注者の解除権） 第47条 1（略） 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>（以下省略）</p>